

# 平成 30 年度 農地中間管理事業に係る

## 農用地等の借受希望者の募集に関する要項

公益社団法人 佐賀県農業公社

### 第 1 目的

この要項は、公益社団法人佐賀県農業公社(以下「公社」という。)が農地中間管理権を取得した農用地等の貸付に当たり、借受を希望する者(以下「借受希望者」という。)の募集に関し必要な事項を定める。

### 第 2 募集の区域

募集の区域は、別表に定める区域とする。

### 第 3 募集の方法

借受希望者の募集は、次の方法により行うものとする。

- (1) 公社のホームページ (<http://saga-agri.or.jp/>) への掲載
- (2) その他適切と思われる方法

### 第 4 募集の期間

借受希望者の募集期間は、平成 30 年 4 月 2 日 (月) から平成 31 年 3 月 29 日 (金) までとする。

なお、窓口での受付業務は平日とする。

### 第 5 応募の条件

(1) 借受希望者は、地域の営農活動との調和を図り、意欲を持って農業経営に取り組み、地域農業の健全な発展に資する者で、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

① 公社から借り受ける農用地等の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

② 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

ただし、借受希望者(農地所有適格法人、その他政令で定めるものを除く。)が、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア) その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

イ) その者が法人である場合には、その法人の役員のうち一人以上の者が、

- その法人の行う耕作または養畜の事業に常時従事すると認められること。
- (2) 当該農用地等を、できるだけ長期に借り受けて、継続的・安定的に農業生産活動を行うことができる者であること。
  - (3) 第9に定める応募者の公表について、同意した者であること。

## 第6 応募等の方法

借受希望者は、農用地等借受希望申出書(別紙様式第1号)に必要事項を記入し、押印の上、次のいずれかの方法により応募するものとする。

- (1) 公社に直接提出(郵送又は持参)するか、若しくは市町を経由して提出するものとする。  
なお、借受希望者が、単一の市町ではなく複数の市町の募集区域を希望するときは、公社又はいずれかの市町を経由して提出するものとする。
- (2) 公社の電子メールアドレス(saga-nougyou@saga-agri.or.jp)へPDFで送信する。

## 第7 借受希望申出書の有効期限

借受希望申出書の有効期限は、申出書の提出の日から1年間とする。

ただし、期限満了後も継続を希望する場合は、毎年度、期限満了(1年間)後最初の募集期間内に「借受希望継続等確認書」(別紙様式第2号。以下同じ。)を提出することにより、借受希望を継続することができるものとする。

## 第8 申出の変更及び申出の取り下げ

借受希望者の募集に応募した者が、有効期限満了前にこれを変更しようとする場合は、募集期間にあわせて農用地等借受希望変更申出書(別紙様式第3号)を提出ものとする。

借受希望者の募集に応募した者が、有効期限満了前にこれを取り下げようとする場合は、農用地等借受希望申出取り下げ書(別紙様式第4号)を提出するものとする。

## 第9 募集結果の公表

公社は、次に掲げる内容等について、公社のホームページ(<http://saga-agri.or.jp/>)により公表するものとする。

- (1) 応募者の氏名又は名称
- (2) 当該区域内の農業者、区域外の農業者、新規参入者の別
- (3) 希望する農用地等の種別・面積
- (4) 作付けしようとする作物の種別等

## 第10 個人情報の取り扱い

公社は、応募内容等の個人情報の取り扱いについては、「個人情報の保護に

関する法律（平成 15 年法第 57 号）及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のためだけに利用するものとする。

なお、本事業の実施のため必要な場合は、応募内容等の個人情報について、関係機関・団体等に提供するものとする。

## 第 11 留意事項

以下の点に留意すること。

- （1）農地の貸付希望の状況により、必ずしも応募者全員に貸し付けられるわけではないこと。
- （2）農地中間管理機構が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の土地改良事業が行われることがあること。

第 12 この要項に定めるもののほか、必要なものについては別に定めるものとする。